

綱紀審査会の運用状況の公表に関する規則

(平成十六年六月十八日規則第九十七号)

改正 令和 三年 六月一日

(目的)

第一条 この規則は、綱紀審査会の運用状況の公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運用状況の公表)

第二条 本会は、綱紀審査会が弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第六十四条の四第一項（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九十五条において準用する場合を含む。）

の規定により原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求め、
ることを相当と認める旨の議決をした事案について、
六か月ごとに次に掲げる事項を公表する。

一 事案の概要

二 綱紀審査会の議決の理由の要旨

三 綱紀審査会の議決の年月日

四 前各号に掲げるほか特に必要と認める事項

2 本会は、前項の事案について、原弁護士会がした懲戒

- 1 -

の処分の内容、原弁護士会が懲戒しない決定をした旨又は懲戒の手続が終了した旨を公表することができる。

3 前二項の公表にあたっては、懲戒の手続に付された弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人、原弁護士会及び関係人が特定されないよう配慮しなければならない。

附 則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一日規則第二〇〇号)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第二条改正)

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行)

- 2 -